

文京区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

1 改正のあらまし

宿泊料の表示方法を改めるほか、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の制定による旅館業法（昭和23年法律第138号）の一部改正に伴い、引用条文の規定を整備する。

2 新旧対照表

文京区旅館業法施行条例（平成24年3月文京区条例第11号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第一条から第四条まで（略） （宿泊を拒むことができる事由） 第五条 法第五条 <u>第一項第四号</u> に規定する条例で定める事由は、次のとおりとする。 一及び二（略） （営業者の遵守事項） 第六条 営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 一及び二（略） 三 <u>案内書、表示板その他宿泊者が容易に確認することができる方法により、宿泊料を明示すること。</u> 四（略） 第七条から第十四条まで（略） <u>付 則</u> この条例は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和五年法律第五十二号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、 <u>第六条第三号の改正規定は、公布の日から施行する。</u>	第一条から第四条まで（略） （宿泊を拒むことができる事由） 第五条 法第五条 <u>第三号</u> に規定する条例で定める事由は、次のとおりとする。 一及び二（略） （営業者の遵守事項） 第六条 営業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。 一及び二（略） 三 <u>玄関帳場及びフロント並びに客室には、宿泊料を表示した案内書、表示板等を備え付けること。</u> 四（略） 第七条から第十四条まで（略）